

楽寿園ロゴマーク等利用要領

(目的)

第1条 この要領は、三島市（以下「市」という。）以外の者が楽寿園ロゴマーク及び楽寿園ロゴタイプ（以下これらを「ロゴマーク等」という。）を利用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の届出)

第2条 ロゴマーク等を利用する者（個人、法人及び法人格のない団体を含む。）（以下「利用者」という。）は、あらかじめ楽寿園ロゴマーク等利用届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 届出書を提出した者（以下「届出者」という。）は、届出の内容に変更が生じたときは、あらかじめ楽寿園ロゴマーク等利用変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3 前2項による届出をした者は、ロゴマーク等の利用に係る商品、広告等の完成見本を速やかに提出しなければならない。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等のロゴマーク等の利用の状況が確認できるものの提出をもって代えることができる。

4 届出者は、届出書を提出した日から2年を経過した日以後、最初に到来する3月31日までの間、ロゴマーク等を利用することができる。

5 届出者は、前項に規定する期間が経過する前にロゴマーク等を利用しなくなったときは、ロゴマーク等利用中止届出書（様式第3号）の提出をもって、市長に申し出なければならない。

(遵守事項)

第3条 届出者は、ロゴマーク等の利用に関して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が別に定めるロゴマーク等の利用に関する規程に従って利用すること。
- (2) 届出書に記載した目的及び方法で利用すること。
- (3) その他届出に際して利用の条件を付した場合は、その条件に従って利用すること。

(利用の改善の請求等)

第4条 市長は、ロゴマーク等の利用がこの要領に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対して利用の改善を求めることができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 市の品位、信用等を損なうおそれがある場合
- (3) 第三者の利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の営業を行う者がその営業に関してロゴマーク等を利用し、

又はロゴマーク等を利用した商品等を販売する場合
(6) その他市長が適切でないと認める場合

(責任の所在)

第5条 市は、ロゴマーク等の利用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(利用料)

第6条 ロゴマーク等の利用料は、無料とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。